

大阪府男女共同参画審議会ウェブ会議システム運営要項

(趣旨)

第1条 この要項は、大阪府男女共同参画審議会規則第10条の規定に基づき、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法（以下「ウェブ会議システム」という。）によって行う大阪府男女共同参画審議会の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会議の開催)

第2条 会長が必要と認めるときは、ウェブ会議システムを利用して会議を開くことができる。

(会議への出席)

第3条 ウェブ会議システムによる出席は、大阪府男女共同参画審議会規則（以下「審査会規則」という。）第5条第2項の規定による会議の出席とみなす。

2 前項の場合において、映像の送受信ができなくなった場合、音声が即時に他の委員に伝わり、適時的確な意見表明を委員相互で行うことができるときは、当該ウェブ会議システムを利用する委員は、出席者に含めるものとする。

映像のみならず音声の送受信ができなくなった場合には、当該ウェブ会議システムを利用する委員は、音声の送受信ができなくなった時刻から退席したものとみなす。

なお、再度音声の送受信ができるようになった場合には、当該ウェブ会議システムを利用する委員は、その時刻から会議に再び出席したものとみなす。

(部会)

第4条 審査会規則第6条の規定により置かれた部会について、ウェブ会議システムを利用して開く場合には、この要項に基づいて運営するものとする。

附 則

この要項は、令和3年5月27日から実施する。